

平成 30 年 10 月 1 日

育児復帰支援プランによる支援の実施及び実施要領

従業員各位

税理士法人 アップパートナーズ
代表社員 内田 延佳

当法人は、育児休業の取得を希望する従業員に対し、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、国の定める策定マニュアルに基づき当該従業員ごとに育児復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を平成 30 年 10 月 1 日より実施します。

なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継に関する支援、育児休業中の職場や職務に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施することを通知します。

育児休業の取得促進をはかる行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年12月1日～平成31年11月30日までの3年間
2. 内容

目標1.産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 平成28年12月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2.育児休業等を取得しやすい環境作りのため、課長職への研修を行う。

＜対策＞

- 平成29年4月～ 研修内容の検討
研修の実施

平成28年12月 1日